

施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

昭和四十六年四月十日

農林大臣 倉石 忠雄

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令  
植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）の一部を次のように改正する。

別表の一の項の植物の欄中「スウィートオレンド」の下に、「レモン並びにグレイプフルーツ」を加え、同表の二の項の植物の欄中「サントール」の下に、「トマト（沖縄本島から発送され、他の地域を經由しないで輸入されるものであつて、原産地証明書のあるものを除く。次項において同じ。）」を加え、同表の三の項の植物の欄中、その生果実、トマト（沖縄島から発送され、他の地域を經由しないで輸入されるものであつて、原産地証明書の  
あるものを除く。）、なす、ししとうがらし、パイヤ、いんげんまめ、ささげ、きまめ」を「その生果実（久米島を除く沖縄群島から発送され、他の地域を經由しないで輸入されるものを除く。）、いんげんまめ、ささげ及びきまめの生果実（久米島を除く沖縄群島から発送され、他の地域を經由しないで輸入されるものを除く。）並びにトマト、なす、ししとうがらし、パイヤ」に改める。

附 則

この省令は、昭和四十六年四月二十日から施行する。

○農林省令第二十五号

植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）  
第七條第一項第一号の規定に基づき、植物防疫法